

コンビニやスマホ決済アプリで納付ができます！

1 対象となる料金

- ① 後期高齢者医療保険料
- ② 介護保険料
- ③ 水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料

2 利用できる納付書

令和5年4月以降に発行した金額が30万円以下の納付書

※令和5年3月31日（金）までに発行された納付書を使用する場合は、市会計課又は各金融機関で納付してください。（③については、市上下水道課（境松庁舎）でも納付可能）

3 利用できるコンビニ等（全国）

- ・セブン-イレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・MMK設置店（ツルハドラッグ黒石一番町店、ツルハドラッグ黒石店、メガ黒石店、ベニーマート黒石店、ユニバース黒石駅前店、ユニバース黒石富士見店 ほか）
- ・ミニストップ
- ・デイリーヤマザキ
- ・ローソンストア100
- ・ニューヤマザキデイリーストア
- ・ヤマザキデイリーストア
- ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ・セイコーマート
- ・タイエー
- ・ハセガワストア
- ・ハマナスクラブ
- ・くらしハウス
- ・スリーエイト
- ・生活彩家
- ・ポプラ

4 利用できるスマホ決済アプリ

- ・PayPay請求書払い
- ・LINE Pay請求書支払い
- ・Pay B
- ・支払秘書
- ・J-Coin請求書払い
- ・d払い 請求書払い
- ・au PAY（請求書支払い）



曜日や時間を問わず、納付することができます。

5 次の納付書は、コンビニ等での納付やスマホ決済ができません。

- コンビニ収納用バーコードが印字されていない納付書
- 1枚当たりの金額が30万円を超える納付書
- 金額を訂正した納付書
- 破れたり、汚れたりしてバーコードが読み取れない納付書

6 注意事項

- コンビニ等で納付した場合は、領収印が押された領収書とコンビニ等のレジで発行されたレシートが納付を証明する重要な書類となりますので、一緒に保管してください。
- スマホ決済アプリで納付した場合は、**領収書が発行されません。**スマホ決済アプリの納付履歴や支払口座の取引明細等でご確認ください。領収書が必要な場合は、市役所、金融機関又はコンビニ等で納付してください。
- スマホ決済アプリでの納付完了後は、同じ納付書で二重納付しないようご注意ください。
- 納付の際は、記載されている納期限などをご確認ください。
- 納付書に記載されてるバーコードは、コンビニ等での納付とスマホ決済アプリの兼用です。

● スマホ決済アプリの支払イメージ (PayPayの場合)

STEP 1

アプリのホーム画面にある「スキャン」をタップ



STEP 2

払込票のバーコードを読み取る



STEP 3

支払金額を確認し「支払う」をタップ



カンタン
3ステップで
納付完了!



※お支払いは**PayPay残高のみ**となります。
クレジットカードでのお支払いはできませんので
予めご了承ください。

PayPayアプリ
ダウンロード後の
設定方法は



※上記以外のスマホ決済アプリの使用方法は、各社ホームページでご確認ください。

◆お問合せ先 代表電話番号 0172-52-2111

《後期高齢者医療保険料について》 黒石市健康福祉部国保年金課高齢医療係

内線125・131

《介護保険料について》 黒石市健康福祉部介護保険課介護保険係

内線525・526

《水道料金等について》 黒石市建設部上下水道課総務係

内線552・553・554